平成２３年（フ）第９８４号
北九州市戸畑区新川町５番10号
債務者　石丸すみえ
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０２３号
北九州市小倉南区朽網東５丁目14番18号
債務者　矢裂　利法
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０２４号
北九州市小倉南区朽網東５丁目14番18号
債務者　矢裂　年子
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０３６号
北九州市八幡西区楠橋南３丁目５番３号
債務者　上丸　栄次
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０５９号
北九州市八幡西区上の原２丁目17番10号101号
債務者　尾ノ上真美（旧姓平林）
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０６０号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目５番10―305号
債務者　坂上　　清
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０６１号
北九州市小倉南区蜷田若園１丁目８番52―509号
債務者　野本今日子
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０６４号
北九州市若松区二島５丁目１番47号
債務者　杉谷　友美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０７７号
北九州市小倉北区大畠１丁目５番29―205号
債務者　笠置　怜世
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１１８号
福岡県田川郡大任町大字大行事4340番地１、住民票上の住所福岡県田川郡大任町大字大行事3740番地７
債務者　次谷由美子
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第１２９号
福岡県田川市大字伊田4969番地
債務者　猪口　由恵（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第１３０号
福岡県田川郡大任町大字大行事3700番地１、前住所福岡県飯塚市相田763番地10
債務者　浦野　正市
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第１３１号
福岡県田川郡香春町大字香春1256番地
債務者　三浦　典子
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１号
福岡県田川郡川崎町大字池尻1498番地の１手の浦団地113号
債務者　糸山　雅美
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第８９号
大分県臼杵市野津町大字西畑5648番地の11
債務者　長野　賀正
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５５２号
大分市西鶴崎１丁目１番７号　ミネルバ鶴崎202号
債務者　井上　竜二
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１９３号
宮崎県小林市真方228番地
債務者　福田　俊幸
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部